

## 第 10 節 二次災害の防止

関係機関は、余震、浸水、地すべり及び建築物の倒壊等に備え、二次災害防止対策を講ずるとともに、二次災害への心構えについて、住民の啓発に努めるものとする。

### 第 1 公共土木施設等

#### 1 被災施設・危険箇所の点検、応急措置

本町は、被害状況の早期把握に努め、被災施設や危険箇所に対する点検を速に行い、必要に応じ、応急措置を行う。

#### 2 避難及び立入制限

本町は、著しい被害を生じるおそれがある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、必要に応じ、適切な避難対策、被災施設、危険箇所への立入制限を実施する。

### 第 2 建築物等

#### 1 公共建築物

本町は、建築物の被害状況の把握を速やかに行い、必要に応じ、応急措置を行うとともに、二次災害を防止するため、倒壊の危険性のある建物への立入禁止措置や適切な避難対策を実施する。

#### 2 民間建築物

本町は、被害状況を大阪府に報告するとともに、対象とする建築物、区域等を定めて、被災建築物応急危険度判定を実施する。実施にあたって必要に応じ大阪府に被災建築物応急危険度判定士の派遣を要請する。

また、応急危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、建築物の所有者等にその応急危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

#### 3 宅地

(1) 被害状況を大阪府に報告するとともに、危険度判定を実施する。

(2) 危険度判定士の協力を得て、判定ステッカーの貼付等により、宅地の所有者等に危険度を周知し、二次災害の防止に努める。

(3) 危険な宅地の使用者に使用中止を勧める。

### 第 3 危険物等

#### 1 施設の点検、応急措置

危険物施設、高圧ガス施設、火薬類貯蔵所、毒物劇物施設等の管理者は、爆発

等の二次災害防止のため、施設の点検、応急措置を行う。また、必要に応じて立入検査を行うなど適切な措置を講ずる。

## 2 避難及び立入制限

危険物施設の管理者は、爆発等によって大きな被害が発生するおそれのある場合は、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。

# 第4 放射性同位元素使用施設

## 1 施設の点検、応急措置

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、放射線の漏洩及び放射性物質の飛散等を防止するため、施設の点検、応急措置、環境監視などを実施する。

## 2 避難及び立入制限

放射性物質を利用・保管する施設の管理者は、施設の倒壊などによって放射性物質による被害が発生するおそれがある場合には、速やかに関係機関や住民に連絡するとともに、適切な避難対策を実施する。

また、必要に応じ、被災施設及びその周辺の危険区域への立入制限を実施する。